

新型コロナウイルス感染症対策公共交通支援補助金について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、交通利用者は急激に減少しており、移動需要の回復には、時間を要することが見込まれます。

そのため、交通事業者がWithコロナ及びAfterコロナに対応するために実施した取組を支援することにより、公共交通利用者の回復を図り、市内の公共交通を維持することを目的とした新たな補助制度を創設します。

2 支援金の内容

(1) 交付対象者

- ア 本市を発着点とする定期航路を運航する航路事業者
- イ 本市で定期路線を運行するバス事業者
- ウ 本市に営業所を置くタクシー事業者

(2) 交付対象事業

次に掲げる事業に要した経費を補助（補助率：10/10）します。

※ 公共交通の維持を図ることを目的としているため、定期路線及び定期航路以外での事業も対象とします。

ア 利用者の回復支援事業

新型コロナウイルス感染症により、減少した乗客の回復を図るための取組に要する経費を対象とします。

(例) 企画切符の販売, イベント・キャンペーンの実施, キャッシュレス決済の導入, デリバリーサービスの導入, Wi-Fi 導入, 新事業のPR (WEB・チラシ作成), 観光客の増加が期待できる事業, 乗客のサービス向上につながる環境整備

イ 利用者の安全確保事業

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための措置に要する経費を対象とします。

(例) 車両・船舶における抗菌・抗ウイルス対策, 運航(行)に使用するマスク, 消毒液の購入, セパレーターカーテンの導入, サーモグラフィーの設置, 港やターミナルの衛生対策, 啓発ポスターの作成, 防疫のための車両等の改修

(3) 交付対象の事業期間

令和2年3月1日から令和3年3月31日までに実施した事業とします。

※ 交付決定前に実施した取組も対象とします。

(4) 補助上限額

ア 航路事業者

1事業者当たりの基本額100万円に本市を発着点とする運航船舶1隻につき10～20万円を加算した額を上限とします。

- ・旅客船(高速船を含む)：10万円
- ・フェリー：20万円

イ バス事業者

1 事業者当たりの基本額100万円に運行車両1両（貸切バス及びスクールバスを含む。）につき10万円を加算した額を上限とします。

ウ タクシー事業者

1 事業者当たりの基本額30万円に運行車両1両につき2万円を加算した額を上限とします。

3 予算額

1,260万円

4 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を見込みます。